

災害医療対策設備整備費補助金交付要綱

(通 則)

第1 災害医療対策設備整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 この補助金は、山梨県地域保健医療計画に基づき、次の災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な緊急体制を確保する災害拠点病院の設備を整備することにより、災害時の医療を確保することを目的とする。

- (1) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- (2) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- (3) 自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- (4) 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能

(交付の対象)

第3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

- (1) 災害拠点病院設備整備事業
「災害拠点病院整備事業実施要綱」(平成8年5月10日付け健政発第435号厚生省健康政策局長通知の別紙)に基づき病院の開設者(地方公共団体を除く。)が行う地域災害拠点病院の設備整備事業
- (2) 基幹災害支援病院DMAT設備整備事業
基幹災害支援病院の開設者が行う基幹災害支援病院のDMATの活動に必要な医療機器等の整備事業

(交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

1 事業	2 基準額	3 対象経費
災害拠点病院設備整備事業	1か所当たり 18,350千円	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の備品購入費(当該備品購入費の総額が100,000円未満の場合を除く。)
基幹災害支援病院DMAT設備整備事業	1か所当たり 6,900千円	DMATの活動に必要な医療機器等の購入費

(交付申請)

第 5 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式 1 による申請書を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の方法)

第 6 この補助金は、事業完了後精算払とする。

(実績報告)

第 7 補助金の事業実績報告は、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 1 か月を経過した日又は翌年度 4 月 1 0 日のいずれか早い期日までに、別紙様式 4 による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第 8 この補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、事業内容の変更 (軽微な変更で補助金額の増額を伴わないものを除く。) をしようとする場合には、別紙様式 2 により知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止にする場合には、別紙様式 3 により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。
- (5) 補助事業者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、別紙様式 5 により速やかに知事に報告しなければならない。

仕入控除税額の算出については、「医療施設運営費等補助金、医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備補助金並びに医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書について」(平成 1 8 年 5 月 1 2 日付け医政医発第 0 5 1 1 0 0 3 号厚生労働省医政局指導課長通知) によるものとする。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (6) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価 3 0 万円以上の機械及び器具 (以下「取得財産等」という。) については、知事が「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成 2 0 年 7 月 1 1 日付け厚生労働省告示第 3 8 4 号) を勘案して別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は破棄してはならない。

(8) 補助事業者が知事の承認を受け、取得財産等を処分することにより収入があった場合には、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(9) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、平成13年1月29日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年10月19日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年3月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別紙様式 1

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者 印

平成 年度災害医療対策設備整備費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 事業の種類
- 3 経費所要額調（別紙 1）
- 4 事業計画書（別紙 2）
- 5 添付書類

（ 1 ）当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本

（ 2 ）その他参考となる資料

別紙様式2

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者 印

平成 年度災害医療対策設備整備費補助金変更申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたこのことについて、次のとおり
変更して実施したく申請します。

1 変更事項

2 変更理由

3 添付書類

(1) 変更前と変更後の内容を比較し記載した資料

(2) その他参考資料

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者 印

平成 年度災害医療対策設備整備費補助金中止（廃止）申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたこのことについては、次の理由により中止（廃止）したく申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 添付書類

（1）申請時までの進行状況（事業実績報告書の様式を準用のこと）

（2）その他参考資料

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者 印

平成 年度災害医療対策設備整備費補助金事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたこのことについて、次のとおり
関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金精算額
- 2 事業の種類
- 3 経費所要額精算書（別紙 1）
- 4 事業実績報告書（別紙 2）
- 5 添付書類

（ 1 ）当該事業に係る歳入歳出決算書（見込）の抄本

（ 2 ）契約書の写し

（ 3 ）検収調書の写し

（ 4 ）写真

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた災害医療対策設備整備費補助
金について、次のとおり報告します。

1 補助金確定額

金 円

2 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控除
税額

金 円

3 添付書類

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書 (別紙)
- (2) 消費税及び地方消費税確定申告書
- (3) その他参考となる書類

(別紙)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書

1 施設名

2 開設者氏名

3 施設の所在地

4 補助事業名

5 補助金確定額

6 概要

(1)課税売上割合

(2)仕入控除税額